

○宮古島市障がい者等レクリエーション活動等支援事業実施要綱

平成28年 3月31日

告示第59号

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第3項の規定に基づき、レクリエーション活動を通じて、障がい者、障がい児及び難病患者（以下「障がい者等」という。）の体力増強、交流、余暇等に資するため及び障がい者等がスポーツに触れる機会を提供するために、各種レクリエーション教室や大会・運動会などを開催し、障がい者等が社会参加活動を行うための環境の整備や必要な支援を行うことを目的に実施する宮古島市障がい者等レクリエーション活動等支援事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、宮古島市とする。

2 市長は、事業が適切に実施できると認める団体（以下「受託者」という。）に事業の全部又は一部を委託することができる。

(利用対象者)

第3条 事業の対象者は、市内に住所を有する障がい者等とする。

(委託料)

第4条 市長は、予算の範囲内で委託料を定めるものとする。

(留意事項)

第5条 市長は、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 障がい者等が参加しやすいように、開催場所、日時等に配慮すること。
- (2) 障がい者スポーツ団体及び障がい者団体の参画・協力を得て開催すること。
- (3) 参加者の健康管理及び事故防止に万全を期すこと。

(再委託の禁止)

第6条 事業の受託者は、事業の全部又は一部を他団体等へ再委託してはならない。

(対象経費)

第7条 対象経費は、別に定めた用途に限り、支出できるものとする。

(報告等)

第8条 受託者は、事業完了後10日以内に事業実績報告書及び収支決算書を市長に提出しなければならない。

(委託料の返還)

第9条 市長は、受託者が申請等にあたり、虚偽、その他の不正な行為を行ったと認めるときは、委託料の全部又は一部を返還させることができる。

2 受託者は、実績報告書により委託事業にかかる支出額が確定し、確定した支出額が委託額に満たない場合には、その差額を市に返還しなければならない。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。